

政府行政文書の評価選別をめぐる現状と課題

菅野 綾子

平成23年4月1日、「公文書等の管理に関する法律」が施行された。同法第1条は行政文書の適正な管理により国民への説明責務を果たすことを目的としている。しかし、法律が施行された後も行政文書に関する事件は後を絶たない。また、行政文書管理を行う行政機関や国立公文書館において評価選別を問題視する声が挙がっている。

そこで、本研究では政府行政文書の評価選別に着目し、省庁横断的に分析を行うことでその現状と課題を明らかにすることを目的とした。明らかになった課題と解決策について、その改善に向けた考察を行うこととする。

本研究では、対象を政府行政機関に限定する。そして、政府が作成する行政文書に関する事件を新聞から抽出する。また、政府行政文書の評価選別に関する論考を別途抽出し、論考から文書管理を行う現場における評価選別の課題及び解決策を抽出する。抽出された課題を省庁横断的に分析し、多くの省庁に共通する課題とその解決策について考察を行う。

検討の結果、まず行政文書に関する事件はその原因を本来ありえないはずの文書未作成と、不適切な文書管理の2種類に分けることが出来た。不適切な文書管理の中には文書未作成同様、本来ありえない原因で発生している事件もある一方、一定数は評価選別とかかわりが深い事件もあった。行政機関や国立公文書館においては、評価選別が困難であるという意見が多く挙がった。評価選別が問題として言及される必要があるにもかかわらず、行政文書に関する事件はそれ以前の文書未作成などが問題になっているという現状が明らかになった。

また、具体的な課題としては評価選別の業務、移管文書の特徴、国立公文書館の関与の3点が多くの省庁で挙がった。そして、これらの課題は多く発生した年が異なるということも分かった。課題の解決策として、評価選別の基準をより詳細に定めることなどが挙げられた。ただ、移管文書の特徴に関しては公文書管理法の施行により改善傾向であり、公文書管理法の制定には一定の意義があることも分かった。

以上より、政府行政文書の評価選別に関する課題は年を追うごとに変化し、現在は評価選別の業務に関する課題が最も問題視されていることが分かった。その解決策として現在挙がっているものはあるものの、完全な解決には至らないため新たな解決策を検討する必要がある。また、本研究ではすべての省庁を研究対象とすることができなかつたため、今後は全省庁を対象とした検討も必要になるだろう。将来的には国立公文書館と行政機関の歩み寄りにより、行政文書管理及び評価選別がより良いものになることを期待したい。

(指導教員 白井哲哉)